令和 5 年度第2回佐世保市保健福祉審議会 議事録

日時：令和 6 年 3 月 21 日（木）18 時 30 分～19 時 38 分
場所：佐世保市役所 5 階　庁議室

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
皆様こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回佐世保市保健福祉審議会を開催いたします。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、保健福祉部保健福祉政策課の下川と申します。よろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、佐世保市を代表し、保健福祉部長の辻よりご挨拶を申し上げます。

【事務局（保健福祉部　辻部長）】
皆様こんばんは。保健福祉部長の辻と申します。事務局を代表して一言だけご挨拶申し上げます。委員の皆様には、本日は年度末という大変お忙しい中、また、お仕事等でお疲れのところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、ご承知の通り、今年度は高齢者分野、障がい者分野において、3年毎の計画策定の年でございましたが、高齢者福祉分科会、障がい者福祉分科会の皆様には、何度も分科会にご参加をいただき、議論を重ねていただきました。おかげさまをもちまして、審議会本会において、ご報告をいただける運びとなりました。ひとえに委員の皆様の保健福祉に対するご理解とご協力、熱意の賜物であり心より感謝を申し上げる次第でございます。
本日の審議会におきましては、この 2 つの計画に関する概要、また、来年度以降の保健福祉分野の事業展開について、あわせてご説明をさせていただきたいと存じます。
毎回、委員の皆様には夜の時間ということで、大変ご負担をおかけいたしますが、よりよいまた効果のある保健福祉施策の運営のため、引き続きお力添えをいただきますようにお願いを申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
それでは開会いたします。会次第に基づき、順次進行させていただきます。まず、佐世保市保健福祉審議会を代表いただきまして、脇野委員長よりご挨拶いただきます。委員長どうぞよろしくお願いします。

【脇野委員長】
こんばんは。本日は年度末の大変ご多忙のところ、またお仕事後の夜の時間帯に審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいま辻部長からもお話がございましたけれども、今年度は、高齢者と障がい者の両分野の計画策定の年度に当たっておりまして、各分科会の委員の皆様には大変なご尽力をいただいたところでございます。各分科会委員の皆様に改めまして深くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。
本日はこれらにつきまして、各分科会よりご報告をいただくこととなっております。これに先立ちまして、先日、私の方から、市長にこの各計画につきまして、答申を無事終えましたことをご報告申し上げます。本日、夜の時間帯の開催ということもございます。スムーズな進行に努めて参りたいと思います。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
　それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております、会次第、関係条例、運営要綱、関係法令、資料の１から5に加えまして、座席表及び委員名簿をお配りしております。資料についてご確認いただきまして、不足がございましたら事務局までお知らせください。
　なお、当審議会の会議内容は法令等に基づき設置される専門分科会及び審査部会を除き、原則公開とし、議事録についても、個人情報等を除いて基本的には市のホームページ等で公表させていただきますので、ご了承ください。
　また、本日は卓上マイクを使用させていただきます。ボタンを押して、赤いランプが点灯しましたらご利用できます。それでは本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行は、社会福祉法第１０条の規定に基づき、脇野委員長に一任いたします。よろしくお願いいたします。

【脇野委員長】
　それでは、お役目に従いまして、議事を進行させていただきます。まず、本日の会議の成立につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
　保健福祉審議会条例により、審議会成立のためには、委員の過半数の出席が必要とされております。本日は委員 30 人中、28 人の出席でございますので、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

【脇野委員長】
　はい、ありがとうございます。会議が成立していることを確認いたしましたので、これより議事に入ります。スムーズな議事運営に努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは議題の（1）佐世保市老人福祉計画及び第 9 期佐世保市介護保険事業計画の策定についてです。 令和 5 年 8 月 4 日の第 1 回、保健福祉審議会におきまして諮問を受け高齢者福祉分科会でご審議いただくこととしたものです。高齢者福祉専門分科会より計画策定についての説明をお願いいたします。

【高齢者福祉専門分科会　千住分科会長】
　高齢者福祉専門分科会の分科会長を務めております千住でございます。資料1をご覧ください。高齢者福祉専門分科会につきましては計４回の専門分科会を開催し、審議を重ねてまいりました。４回の分科会において、計画策定に関し、地域包括支援センターの在り方について、また、ワークシェアなど多様な働き方の導入や生産性の向上による介護人材不足解消、ケアマネジャーなどの介護の仕事の魅力発信について等意見が出されました。計画策定についての具体的な内容については事務局からご報告いたします。

【事務局（長寿社会課　亀川次長）】
　〇資料2に基づき説明

【脇野委員長】
　ありがとうございました。
　それでは、ただいまご説明がありました内容につきまして、質疑応答を承りたいと思います。ご質問等ある

方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。

【上田委員】
　先日、県の包括ケアシステムの会議がありましたが、資料の中に満足度といいますか、目標としているサービスの達成度がバランスシートという形で出てきました。全体像を示すものである。全体像を示すものを佐世保市で作られますか。佐世保市が目標としている制度の達成率、満足度をバランスシートで表すことをされるかどうか、我々が見てわかりやすいものを作っていただけるかどうか。この 1 点だけ教えていただきたい。

【事務局（長寿社会課　亀川次長）】
　地域包括ケアシステムに関して、ご質問がございましたが、地域包括ケアシステムにつきましては、長崎県が毎年評価基準を決めまして、各市町にヒアリングなどを行って評価をされております。その結果につきましては、県の方で取りまとめをして公表されているということになりますので、市の方で単独に公表するということは現在行っておりません。

【上田委員】
　県は確かにされていますが、佐世保市での目標に基づく政策、どういうことをやりたいとかやるとか、縷々説明がありましたけども、その中でも、達成度を県は八角形の中でバランスシートを提示してありましたが、佐世保市は同様のものをされるのかどうかをお尋ねしたい。

【事務局（長寿社会課　亀川次長）】
　先ほどからご説明させていただいているのは地域包括ケアシステムの県が示した指標についての結果の公表を県がされているが、佐世保市が計画の評価をされているかというご質問を伺っておりますが、現在、その分の評価をして公表するというところまでは至っておりません。

【上田委員】
　わかりました。

【脇野委員長】
　初歩的な質問ですが、第 1 号被保険者の介護保険料の水準は全国的に見て、どのような水準にあるのか参考までに教えていただきたい。

【事務局（長寿社会課　釜谷補佐）】
　中核市が全国に56あり、安い方から数えて18番目になります。

【脇野委員長】
　それでは、次の議題にうつります。議題(2)「第７期佐世保市障がい福祉計画・第３期佐世保市障がい児福祉計画」の策定についてです。同じく令和５年８月４日の第１回保健福祉審議会において、諮問を受け、障がい者福祉分科会でご審議いただくこととしたものです。それでは障がい者福祉専門分科会から計画策定についてのご説明をお願いします。

【障がい者福祉専門分科会　久保分科会長】
　障がい者福祉専門分科会の分科会長を務めております久保でございます。
資料3をご覧ください。障がい者福祉専門分科会につきましては計4回の専門分科会を開催し、審議を重ねてまいりました。4回の分科会において、計画策定に関し、障害者権利条約との関係性や、就労支援事業所から一般就労へ結びついた人数、各種手帳の交付者数や所持者数の現状について意見が出されました。
また、成果目標の表現、サービス見込み量についての内容確認や見込み量の妥当性、サービス内容の充実を図ることや、事業所・ヘルパー不足、医療的ケア児（者）の短期入所施設不足、障がい児の通学支援に関すること等の意見が出されました。計画策定についての具体的な内容については事務局からご報告いたします。

【事務局（障がい福祉課　黒﨑課長）】
　〇資料4に基づき説明

【脇野委員長】
　ありがとうございました。それでは、ただいまご説明がありました内容について、質疑応答を始めたいと思います。質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。

【上田委員】
　5ページの基幹相談支援センターの設置についてです。これにつきまして、難病患者も当然このサービスを受ける対象になると思うのですが、難病患者の相談をどのような形でやるのか、我々は難病患者ピアサポートをやっている。患者同士のサポートである。そういった組織と連携をするのか、それとも独自に市がピアサポーターのような形でやるのかっていうのが、見えてこないので、どのようなお考えをされているのかお聞きしたい。

【事務局（障がい福祉課　黒﨑課長）】
　ご質問は難病患者の方へのご相談はどうするのかということだと思います。現在の体制で難病患者のご相談を障がい福祉課で受け付けておりますが、今後、基幹相談支援センター設置に向けて関係機関との連携等を強化しながら、基幹相談支援センターを立ち上げていきますので、どういう連携をしていけるかというのも、協議や検討しながら、進めていきたいと考えております。

【脇野委員長】
　それでは、次の議題にうつります。3つ目の議題は保健福祉部関連の令和 6 年度における取組についてです。主要事業の今後の事業展開などに関し、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（保健福祉政策課　金泉課長）】
　〇資料5に基づき説明

【脇野委員長】
　ありがとうございました。それでは、ご説明がありました内容について、質疑応答を始めたいと思います。

質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。

【上田委員】
　今、説明がございましたけども、説明をお聞きしても、中身を見ても難病患者に対する取り組みが見えてこない。社会復帰を進める等の話であるが、難病患者のほとんどの場合は進行性でどんどん社会生活から遠のいていく。そのような人たちをどういうふうにケアするのかが見えてこない。総合支援法の中には難病患者についても盛り込まれているので、そのあたりはご存じだと思うが、なぜ市の計画に出てこないのかなというのがちょっと疑問でお聞きしたいと思います。

【事務局（障がい福祉課　黒﨑課長）】
　施策４の中で「障がい者が地域で社会参加をしながら…」ということで目標を掲げております。主な事業概要の中で障がい者への施策というところで掲げており、この中に難病患者も含まれております。難病患者という文言は出てきませんが、この中に含まれていると考えております。

【上田委員】
　なぜ、支援法の中では難病患者についてうたわれているのに、市の政策では難病という表記が出てこないのか、なかなかわかりにくい。今、質問して初めてお答えをいただいて皆さんがおわかりになると思う。なぜ、説明のときに最初にそういったことをおっしゃらないのかということについて不公平に感じる。差別とは言いませんが、難病患者を区別しているのではないか。難しい問題である。そのあたりを佐世保市全体として、福祉のまちとして議会も含めてやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局（障がい福祉課　黒﨑課長）】
　障害者総合支援法の中でも障がい者の定義の中に、難病患者も含まれておりますので、総称的な意味で障がい者というような表現をしている。ただ、難病患者への支援ということが見えてこないというご指摘もございますので、表記の中に注釈などを入れることなどをしながら、表現していきたいと考えております。

【脇野委員長】
　他にございますか。

【千住委員】
　医師会の理事をしております千住と申します。6 ページをご覧いただけますか。施策目標2に救急患者の受入病院決定率を上昇するということで記載があります。保健福祉部の担当ではありませんが、今、消防局に問い合わせをしようとしても、消防局は問い合わせを受け付けてくれません。日曜、夜間、土曜日の午後とか、「どこの医療機関は空いているか。」という問い合わせをしようとしても、「インターネット見てください。」というだけで、口頭での質問に答えていただけなくなっております。そうなると、ますます、救急車を呼ぶかという話になるので、保健福祉部と消防局とでお話しいただいて対応をご検討いただけないかと思います。
　また訪問診療を受けた延べ患者数が、数値目標になっておりますが、今、本当に医療人材が不足しておりまして、最大のネックになっております。よろしくお願いしたい。

【事務局（保健福祉部　兼次長）】

千住委員からご質問を 2 ついただきましたが、まず 1 点目の救急対応、消防局における救急病院のご案内の件かと思いますが、今現在、私どもが把握している限りでは、23-8199 という番号にダイヤルいただきますと、自動応答サービスという形で、今開いている病院をご紹介させていただいております。ご案内してないということではなくて、消防局職員の直接対応ではなくて自動音声サービスでのご案内をさせていただていると伺っております。

それから、ここからはご案内ですが、来年度からは#7119 というものを長崎県全域で導入する予定になっておりまして、こちらは受診すべきかどうか、病状を伺った中で医療に携わっているものが応答させていただき、病院に行った方がいいのか、もう少し様子見ていいのかといったご相談やご案内ができるサービスが来年度スタートします。

その中で合わせて、「今の時間だったら、この病院が空いていますよ。」とか「この病院に問い合わせされたらどうですか。」というご案内も#７１１９で対応できるように、来年度からなります。今後そういったサービスへの移行なども含め、誤解のないように市民の皆様には周知させていただきたいと思っております。

それから 2 つ目、訪問診療を受けた延べ患者数を目標で掲げさせていただいておりますが、なかなか医療を取り巻く環境は厳しくなっておりまして、医師、看護師含め人材確保は厳しい状況です。

その一方で、後期高齢者は今後も増えていくように見込まれておりますので、訪問診療を必要とされる患者様高齢者の方々は増えていくだろうということで、この数値は目標としては伸びていくように、いわばニーズに応えられるようにしていきましょうということで設定させていただいております。

その上で医療人材の確保に向けて、例えば、医師会のご協力をいただきながら、開業される先生方に対して、施設整備にかかる補助を始めたり、看護学生として学んでおられる学生の皆様に対して、就学資金の支援をさせていただいたりといった事業を令和 5 年度から始めておりますので、そういったことをしっかり浸透させながら、何とか医療人材の確保に努めて参りたいと考えているところでございます。まだまだ足りない部分もたくさんあると思いますが、できる限りのことは今後も引き続きやって参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

【千住委員】

＃７１１９の運用についてですが、以前の 23-8199 で、消防局職員が直接対応してくださっていたときは、例えばある医療機関がもうパンクしているから、外来診療を受け付けることができませんという話をさせていただくと、患者さんへの案内を控えていただいておりました。そういった細やかな対策ができるように、検討、交渉していただければと思います。以上です。

【事務局（保健福祉部　兼次長）】

大変貴重なご意見だと思います。シャープ 7119 の導入にあたっては、県下すべての市町村の担当或いは消防の方々が一堂に意見を述べながら、県の方にはできる限り丁寧な運用の申し入れを行っております。来年度当初ではなく、年度中途からの稼動になるかとは思いますが、稼働に向けましては今のようなご意見も併せて、改めて県の方には要望として申し上げたいと思っております。

それから 1 つご理解いただきたいのですが、佐世保市の消防局が、先ほど申し上げた 23-8119 を自動音声サービスにさせていただいたのは、どうしても消防局にかかってくる電話の件数が増えてきていて、電話を承るオペレーターが救急の必要な方々への対応が後回しになっても困るということで、ご相談に関しては自動音声サービスに切り換えさせていただいているという諸事情もございますので、ここは救急車の適正利用

という意味においても、市民の皆様方には、もう少し周知を徹底して参りたいと思っているところでございますので、併せて貴重なご意見として賜りたいと思います。ありがとうございました。

【千住委員】
　＃7119の運用が始まるまでの期間においても、消防署にお願いするのではなくて、保健福祉部で対応をしていただければ、消防局は楽になるでしょうし、＃7119が開始されるまでの間、兼次長もご存じのように、急病診療所もパンクしかけているというお話も聞きますので、そこはオール佐世保でどうにかしていただければと思います。今、お返事はいりませんのでお願いしたい。

【事務局（保健福祉部　兼次長）】
　電話対応の仕方等について、消防局へ確認及び情報共有をし、改善すべきところは改善させていただきたいと思いますので、少々お時間をいただきます。よろしくお願いします。

【脇野委員長】
　そのほか、皆様方から何かありますでしょうか。

【脇野委員長】
　それでは、本日の全体会での議事は以上となります。委員の皆様方の議事進行に対するご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。事務局より連絡事項等何かございますか。

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
　まず、平成28年4月の中核市移行に伴う保健福祉審議会設置時から約8年間の長きにわたり、当審議会の委員長を務めていただきました、脇野幸太郎委員長は今年度末で長崎国際大学をご退職されますことから、当審議会も本日が最後となります。一言委員長から退任のご挨拶をお願いできればと思います。

【脇野委員】退任あいさつ

【事務局（保健福祉政策課　下川）】
　ありがとうございました。本審議会のみならず、本市の福祉行政に多大なるご貢献をいただき感謝申し上げます。最後に事務連絡をさせていただきます。来年度の当審議会の開催は折をみて開催させていただきます。分科会についても同様です。また、駐車券を受付時にもらわれていない方は、お帰りの際にお渡しいたしますので事務局までお知らせください。それでは、これをもちまして、今回の審議会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

----------了----------